



購読料 一年部 六拾六圓 半年部 三拾三圓 一月部 六圓 廣告料 四分一頁 拾五圓 二分一頁 拾圓 一分一頁 五圓 發行所 本報社 神奈川縣川崎市 印刷所 神奈川縣川崎市

前縣教育會會長

山縣三郎氏の榮轉を 祝して愚感を述ぶ

Y S 生

「暮婚晨告別。無乃太匆忙。」式と言ふ語がある。とひとしい杜甫の怨訴を吾人は縣教育會長の此頃の椅子の動搖に感ずる、何故なれば最近二箇年足らずに四迭、短き別も其の激しい忙ふりにあきれざるを得ないのである。然り而して「暮婚晨告別」の不幸。非上之過邪。とは是又我意を得たりとする處である。山縣三郎氏は昨年九月、外山學務部長の後を襲うて來任し、この八月山形縣内務部長に榮轉せられた、本縣として二人の名部長を前後相接いで同じ山形にさらはれた事になつた、彼處の利益は、此處の損失、顧へば惆悵として我に終天の恨ありと謂ふべきである。外山氏を失つた當時は誰もが胸に語りあつた後任者は、少なくとも偏執な感情家であらうなことをあつた。然るに山縣氏を驛頭に迎へた翌日のと、不豫子、欣々然として人に語りて言ふ、今度の部長は威容堂々好顔秀麗、爽明豁如、迎へても朗かである相な人だぞと、聴く者掌を拍つて善哉を歡呼した。味増は味増を以つてその本質を徴候する、坊主の坊主臭からさる、教員の教員臭からさる必ずしも讚めたことではない。官吏は官吏臭が故に威儀ある者と思ふに、世間に官僚人效而從之、以道徳化者。則人自然服從。不見痕迹。と、吾人の知る範圍に於ける今の官僚諸公は、概ね所謂官僚式にはあらずして、人徳本位である事を爲念註しておけ。然るにお役所とさへ言へば所謂官僚式に考へ來つてを病根此に久しく、従つて上下の親和疎通を阻害し、之れがため事業の發展が妨げられてをるかの如くみえる。借問す、世人は在來の官僚觀に對し大いに轉迷閉塞すべき必要がないであらうか、余自身は幸にしてその魁をなし得たことに山縣氏を德とし深謝する者である。或時山縣會長から某問題に關して質問を受けたことがあつた、即ちその事是非の検討である、當時吾人の答は次の如なものであつたかと記憶する。今日政治界と言はず、教育界と言はず、宗教界と言はずはた官界と言はず、總じて現在の社會は駄目である、上の者に征利特勢の心が傲り、下の者に逆心倒意の弊が漲る、吾人は今の何の司人に對して一種の憎悪はもちこそすれ何一つ親しみをもち得ないものである。されば改惡遷善を促すにた乾坤一擲の業は、今の世に必要なことである。若夫れその事に當れる人物が、高い教養のある、世徳人情に通じた有徳の士であることなら、それは所謂身を殺して仁を施す雄志の發露としてむしろ敬意を以つて之れを迎へてこそすれ、徒らに非議すべきではあるまいと信ずる。今の社會の禍根を申せば餘りに財閥と黨人と小柄巧な奴がのさばりすぎであることである、平山の武者所や、先陣

「無限心中不平事。一宵清話又爲空。」春風吹蕩、霧々落落、好笑佳話、清澄都雅、眞に愛すべく擲すべく、親しむべく、慕ふべく、敬すべくである。此を彼の應對儀禮徒らに懸懸を極め、權論にして多俊な如きと、豈に同日にして論すべけんやである。海舟一夕話の中に「人は方針と云ふ、方針を定めしめ測る可らず、物必ずしも先づ察す可らず、網を張りて鳥を待つ、鳥その上を飛はば奈何。我に四角なる箱を作りて天下の事物を籠絡せんとす、天下の事物悉く四角ならず、圓きもあり、楕圓もあり、三角もあり、六角もあり、此等を捉へて、悉く四角の箱に入れんとす、御苦勞千萬にあらずや己れに執一の成見を懷き、之を以て天下を拜せんと欲す、是れ王者の道にあらざる、鬼足鴻雁の用あからざるも、各そのせしめよ、反對者には反對論せしめよ、我の爲す所は是ならば、彼等亦た必らず。悟る時あらう窮窟逼成する事を基本としてゐます。第二には、佛教は各々教派を建て、各宗別々に一定の信條修行の行規があり、教育の方では個性の完成を關とすか、社會的に有爲の人間を作ると申しましたも、それは進み行く目標の解釋であつた、教育の方法、組織に就て、一定の信條は持ちません。第三には、佛教は過去、現在、未來の三世に亘つて信仰を立てるが、教育は現世のみ限られてゐる。第四には、佛教は個人の自覺を促しまして、その結果として國家とか社會とか云ふものを講み、何人も收斂策束の用に働かされて行きます、然るに、教育は國家と云ふものから本體に成つてゐまして、國家あつての個人である。その立場からして何處の教育も國家本位に組み立てられてゐるのであります。

宗教と教育の關係

壽 山良 海

十 佛教と教育と相違の點 次は佛教と教育は如何なる點に於て相違してゐるか云ふこと。 第一に宗教は信仰が基本としてゐるから、彼有名な大智度論に「佛教の大海は廣しと雖も信を以て能入とす」とあり、又云く、信なくして佛教を遊ぶものは、實の山に入つて手を空ふして歸るが如しとあり、然るに教育の方では人間の個性を完成する事を基本としてゐます。第二には、佛教は各々教派を建て、各宗別々に一定の信條修行の行規があり、教育の方では個性の完成を關とすか、社會的に有爲の人間を作ると申しましたも、それは進み行く目標の解釋であつた、教育の方法、組織に就て、一定の信條は持ちません。第三には、佛教は過去、現在、未來の三世に亘つて信仰を立てるが、教育は現世のみ限られてゐる。第四には、佛教は個人の自覺を促しまして、その結果として國家とか社會とか云ふものを講み、何人も收斂策束の用に働かされて行きます、然るに、教育は國家と云ふものから本體に成つてゐまして、國家あつての個人である。その立場からして何處の教育も國家本位に組み立てられてゐるのであります。

短歌

都筑、中村、石原 初果をむく朝のすがしき 柿はいままだ眞青なるかも 水晶をとかしたやうな清らかな 温泉に浸り居り伊東の眞晝 浪の音に伊東の宿は東けそめて 天城の山に残る鼓月 (昭和八、九、五)

青年男女學生と宗教的教育

神奈川縣立第一高等女學校校長

船越文敬

あらゆる方面に闘争氣分の角の骨折も徒勞に屬すること横溢して居る現今の社會に、一體今の青年男女學生は、融和一體の生活を強調する宗教の氣分を取入れたと云ふ希望は、近來大分濃厚になつて來た。殊に青年男女の教育に、宗教的陶冶の緊要を叫ぶ者が日増多くなつて來た。併し縁なき業生は度し難しであるし、どんな結構な御馳走でも、お客がそれを嫌ひであつたり、食べて呉れる意志がなかつたりするのは、折角の御馳走も何の用をなさないと云ふやうな、宗教的陶冶の場合も、それを受け入れる者に、受け入れる意志のない際には、折

神奈川縣女教員會を思ふ

女教員隨錄

中郡會屋小學校

原モト

妊婦は五ヶ月前から醫師と産婆の診察を受けて、胎兒の居るを直し、異状分娩のなほに、毎月二回の按腹をほどこし、腹帯を確り締め、静かに安産を祈りつゝ、臨月の至るを待つのが常でせう。さて先年の神奈川縣女教員會紛糾問題は、全く誤診と産前手當の不用意とが因をなして流産におはつた事は胎兒にとつての第一の不幸とする處でありました。

● 必要なりと云ふ者約六割
● 不必要なりと云ふ者約二割
● 解答なき者約二割

と云ふ割合であつた。又何故の理由を書いた者の數を列挙すると左記の如くであつた。

● 必要と云ふ者約六割
● 不必要と云ふ者約二割
● 解答なき者約二割

△ 善行をなさしめる故に
△ 確信を興へる故に
△ 慰藉を興へる故に
△ 精神修養上(一)二(七八)△ 精神修養上(一)二(七八)△ 精神修養上(一)二(七八)△ 精神修養上(一)二(七八)

● 必要と云ふ者約六割
● 不必要と云ふ者約二割
● 解答なき者約二割

△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)

● 必要と云ふ者約六割
● 不必要と云ふ者約二割
● 解答なき者約二割

△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)

● 必要と云ふ者約六割
● 不必要と云ふ者約二割
● 解答なき者約二割

△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)

● 必要と云ふ者約六割
● 不必要と云ふ者約二割
● 解答なき者約二割

△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)

● 必要と云ふ者約六割
● 不必要と云ふ者約二割
● 解答なき者約二割

△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)

● 必要と云ふ者約六割
● 不必要と云ふ者約二割
● 解答なき者約二割

△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)

● 必要と云ふ者約六割
● 不必要と云ふ者約二割
● 解答なき者約二割

△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)

● 必要と云ふ者約六割
● 不必要と云ふ者約二割
● 解答なき者約二割

△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)

● 必要と云ふ者約六割
● 不必要と云ふ者約二割
● 解答なき者約二割

△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)

● 必要と云ふ者約六割
● 不必要と云ふ者約二割
● 解答なき者約二割

△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)

● 必要と云ふ者約六割
● 不必要と云ふ者約二割
● 解答なき者約二割

△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)

● 必要と云ふ者約六割
● 不必要と云ふ者約二割
● 解答なき者約二割

△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)

● 必要と云ふ者約六割
● 不必要と云ふ者約二割
● 解答なき者約二割

△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)

● 必要と云ふ者約六割
● 不必要と云ふ者約二割
● 解答なき者約二割

△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)

● 必要と云ふ者約六割
● 不必要と云ふ者約二割
● 解答なき者約二割

△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)

● 必要と云ふ者約六割
● 不必要と云ふ者約二割
● 解答なき者約二割

△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)△ 聖書多し故(一五)

第四回 川崎市高等小學校 石川清野君

國民革命中の獨逸より (上)

ギーセンにて 村上瑚磨雄

幸か不幸か時恰も内外共に多事なる獨逸に自分の書齋を移して以來足掛四年になる。此の間自分は恐らく將來に亘りて到底経験する事の出来な

數度の國會解散と内閣の崩壊それに伴つての總選挙と大統領選挙とで合せて六回、その間國內各地に於ける政治的

の果がとうとう今度の「國民革命」と來た。五月一日はヒトラー政府の命令で、全國に亘つて「國民的活動日」としてこの日一日を徹底的に祝ふ

の大演説が、ラウドスピーカによつてベルリンから全國に向けて放送される。世界に冠たる獨逸國の國歌の合唱がラヂオによつて傳へられて來る。國を擧げての大々的感

激の日である。街といふ街、家といふ家は黒白赤の三色新國旗(實は新政府によつて復活した舊時代の國旗である)と卍旗と若葉を編んだ聯枝とおまけに門松風の縦の枝と飾られてしまつた。いふまでもなく、赤地の中の白丸に卍を黒く染めだしたのは、ヒトラー派の國粹社會黨の黨旗である。四十五日も前から此の旗の切地は全市賣切といふ盛況、故ある哉今日かうまで澤山の旗を市中に見る事や、國祭日でも從來官公署學校などの外はあまり國旗を掲げる事のなかつた獨逸だけに流石に目につく。三時から

小二十の政黨が盛にシノギをけすつてゐた當時に、小學校なども子供同志政黨争をや

の第一線に立つて働く「突撃隊」の苦心もなかなかのもの

軍隊式の訓練を受けたるのから、武器さへ持たせれば今日

のヒトラー先生、フランスの文句などにはおまかひなしに

「補助警官」を新に迎へた事であるから流石の無産黨も一寸

「補助警官」を新に迎へた事であるから流石の無産黨も一寸

の第一線に立つて働く「突撃隊」の苦心もなかなかのもの

軍隊式の訓練を受けたるのから、武器さへ持たせれば今日

のヒトラー先生、フランスの文句などにはおまかひなしに

「補助警官」を新に迎へた事であるから流石の無産黨も一寸

味もしなかつたであらうと思ふ。猶太人の店は大抵の

の流は猶太人の死體で水が

の流は猶太人の死體で水が

の流は猶太人の死體で水が

の流は猶太人の死體で水が

五日の本會理事會總會

教育會館と事務所移動

問題の行進曲

踊れ!! 友松會

五日の理事會は、新會長の選舉と、豫算、決算と新事業の意見交換を主な内容とし、

二つの對立説

會館建設問題は姑く措いて、現在の事務所を館内の別室に構へるか、廳外に借家住居するか二つの對立である

便否は論外

友松會館は「不便だ」とか「不賛成した向もあつた」とか、凡そ便否をいふのには基本が

自治教育の施設

昔は關八州を風靡した小田原、歴史的には新九郎の名城があつた小田原であるが、

小田原第二小學校に於ける

第二は古城跡の中央を占めた地域にあるが、老松磐据古柏枝を交へた様、虎豹丘臨にうそぶき、龍蛇深淵に躍るが如く、先づ懐しい古代建築の樓閣は宛然北條三代の盛時を偲ばせるにひとしい。

不経済なら不経済を緩和する友松會館説が何故、持ち出されなかつたかと考へさせられる、不思議でならない、事

元來、友松會と謂へば、縣教育界の交友的一大勢力ではな

が積極的、膨脹的なのだ「箱詰」では仕様も模様もないで

「教育は兒童の自發的活動」自己活動に依るに非ざれば、本來的目的を達する事は、

神奈川縣教育事情の變遷 (三)

縣の廢置分合は決してこれと云つた譯ではない、五年八月十九日には武藏國多摩郡のうち中野外三十一村を分割して東京府に移管された。

區畫改正の告諭

一昨年管下一般區畫相定候處、追々御布告の趣も有之、公私不都合の廉不少、自然村方入費相當

改稱役人願

相州高座郡第廿一區上今泉村七百貳石餘名主壹人年寄貳人にて御用村用共相動來候處今般舊號牌

此の歴史の絶大の光榮に、惠まれた第二の校長佐藤彦作君は聖恩の辱きを胸に湛めて、

一昨辛未歲七月、府藩縣を廢せられ、新置府縣の御制度相立、武相兩州の内三十三萬石餘を畫り當縣を置かれ候に付、管内區畫の制限も相定り候處



武相俳壇

太眞堂滄洲宗匠撰

秀逸

忠魂の碑に照り添ふや百日紅
百日紅名刺の名にふさはしく
大いなる蟻通ひけり猿滑
今日も亦同じ顔あり泳げり
空に動く曉色の海を泳げり

五客

輕き目まひの起る鋪道や百日紅
折からの波に乗り上げ泳ぎけり
水練や健兒の躍る高槽
競泳や喝采浴びて岸に立つ
舟影に泳ぎ仕度の女かな

三光

人、たゞみ來る浪に逆ひ泳ぎけり
地、ふた親も共に出かける泳ぎかな
天、庫裏の横沈む夕陽や百日紅
泳ぐ子に一と浪よせて川蒸汽

次回課題

天の川、露 通して五句

我が俳道

俳諧が立派な一種の文藝であることは明治大正に亘りて力説せられ今日は何人とも異論を唱ふる者無きに至つた事等は喜ば敷き次第であるが今一步進んで俳道が立派な精神の修養である事は未だ多くの人が知られていないのみならず俳人中にも彼は異論を稱ふる者あるは遺憾の次第である。近世何事によらず、新舊の思想の衝突に衝突し混濁たる過渡時代を現出して居るか、俳諧も亦其通りであつて、随分とずるが如きは最も慎まねば潭山の流義が流行して居る大別すれば舊派新派であるが此兩派には各々主張がある特に俳諧にはどう云ふのか天狗が多くて鼻の突合である。就

も詩歌は各人意思の發露であつて其人の有する、人格思想に依りて、色々に發表せらるゝものなれば其人が世捨人であり仙人であるならば只に風月花鳥を賞する句に止まらざるも其人の世間に活動するならば其活動方面の事柄が發表せらるゝのが自然である。現代に於て吾人は死ぬ迄活動すべきを主義とするものなれば死ぬ迄花鳥風月ののみを賞して居られぬのである、吾人は日本人は國家あつての風流でなければならぬのであつて國家亡ぶるも我關せず焉也我は眞の風流人なりとすまされぬのである、即吾人の俳句は風流の外時には格言となり時には教訓となつて現はるに現代の如き思想界の危機に際しては國を擧げて雅となくとなく一致協力昭和維新の實を擧げねばならぬ、今日全くの俗人も不可なれども全くの

教育時報委員各位に

委員協議會開催

教育時報委員打合會は、本月十六日(土曜)午後一時から縣廳會議室に於いて開催さるゝ。當日は大久保會長、見副會長出席の上、左記事項につき協議研究を行はるゝ筈につき、御出席をお願ひいたします。

協議會

- 一、教育時報の運営をして最も意義あらしむる今後の計畫方針如何
- 二、時報委員に關する諸事項

備考 開會の案内は七日に發送致して置きました

質疑應答

問

△小學校教員優遇の途が擴大されましたが、それは獨り校長のみでなしに一般訓導も公立小學校訓導として補任せらるゝ以上は、叙位叙勳の内記に依つて三分一節減としても在職三十年以上とならば叙位の恩典に浴し得るものと考へられますが如何なものでありませう

答

△現在在任待遇を校長に限られて居ます、従つて普通訓導では叙位はありません、叙勳だけです。

休刊

八月十日定期発行は休刊、七月二十五日発行は第二十二號は第二十一號の誤

日の御政體に相成り候ては、聊の善行惡事ある時は、電信の報告又は新聞紙等にて如何なる山村海隔の事迄も僅かの時日を以て満天下知らざる人なく、近く他縣に於ては、愚民の暴舉有之、官員の説諭を用ひざるより終に兵隊を迎へ、下賤の身として上を煩し奉るは、言ふも更なり、好て一家一族の滅亡を顧みざるは、實に氣の毒の至りに非ずや、總て戸長副戸長は、區内人望の歸する處を以て衆人の頭に立ち、重き御用向を取扱候身分に付平常の舉動は勿論、諸御布告等は小前未々迄飽までも説き聞かせ、願情申立候節は詳かに上達致し候様注意いたし、假初にも御國恩不三相忘篤く御主意を遵奉し、奮發勉勵して其職掌を盡すべきもの也。

明治六年三月四日 神奈川縣參事高木久成

翌四月縣内を二十區に區畫し、別紙改正の大略に従ひ、事務取扱べき旨を布達された。兼て及布達候管内區畫改正、別紙の通確定政候に付、來る五月一日より改正大略の主題に照準し事務取計可申、右に付元區戸長副戸長は一同差免し候得共、當今取扱掛の事件は新區々長副區長へ申談、事務深切に引渡不都合の儀不三相生様可相心得候事。右の趣、區内人民之無遺漏觸示、自然會得致候もの有之候は、區長副戸長より懇切に説諭可致此旨相達候事。 明治六年四月 神奈川縣令大江卓

區畫改正の大略

- 第一條 一、管下武相州七郡を二十區に區別し。是を一區とし、區長登人を置、副區長は組々戸長の内にて相心得、又其實地の模様依り、書記を置、區内の事務を可取扱事。
- 第二條 一、一區中番組を置く、組合は凡高二千石を目的とし、大村は壹二ヶ村、小村は數ヶ村を組合せ何番組と可相唱事。
- 第三條 一、村々戸長副戸長の儀は、先是迄の通可相心得事。
- 第四條 一、區長副戸長人撰の法は部内の戸長副戸長一同へ入札爲致高札を以定むる事。但今般の儀は、創業券懸懸に於て人撰致候事
- 第五條 一、區長副區長戸長副戸長共、高拾石以上の者を選舉すべし、若小高の者にも格別人望等有之候者は此限にあらず。
- 第六條 一、戸長副戸長人撰の法は、小前百戸に付五人の代議人を兼而選舉し、此代議人の入札を以て定る事、區長人撰に同じ。
- 第七條 一、區長以下勤役の義は、四ヶ年を以限りとす。四ヶ年の後再撰に當るものは、尙四年の勤役すべし。
- 第八條 一、總て小前より會議すべき事は、右代議人乞詢議すべき事。
- 第九條 一、區内並に組々地理に隨ひ會所を造立、區長已下出勤一同に事務取扱べき事。但當分假に寺院等を以て會所に代用、後日は其便宜に任せ候間、取扱の上可三届出事。
- 第十條 一、諸願同届取扱の順序は、區内一般等に關する事務は、所部の區長え差出し、總括の上縣廳え差出すべし。組合限りの事務は、戸長副戸長より直ちに縣廳え差出すべき事。
- 第十一條 一、區長副戸長並書記等の給料或は會所諸雜費等は、毎口錢を元とし、不足の分は區内え割合可申事。但横濱町々並に宿驛等、格別人口多分の場所は、小間割或は坪割を以一切の費用に可充事。
- 第十二條 一、區長副區長並書記の給料は、其實地に就き追而可取扱事。
- 第十三條 一、戸長副戸長書役等の給料は同斷、追而一定可致候得共、夫迄の處組合村々給與の高を平均して可相濟事。
- 第十四條 一、區内一般諸入費の儀は、區長戸長等にて取調縣廳を申立、縣廳に於て檢査の上可三差立事。但巨細の仕譯書相添可三差出候。
- 第十五條 一、諸入費の儀は、其の都度々々小前一同先計算帳相示候間、不審の廉は可三申立事。
- 第十六條 一、地號を唱而は、神奈川縣管下第何區、何番、何州、何郡、何村、何番地と可三相唱事。